

## 建設工事の最低制限価格決定等に係る事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同第167条の13において準用する場合も含む。）及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第147条第1項（同規則第154条において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の決定及び事務手続きについて定めるものである。

### (適用の対象)

第2条 適用の対象は、原則として、土木部が競争入札により発注する1件の請負に付する額が250万円超1億5,000万円未満の建設工事とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基本価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (2) 無作為(ランダム)係数とは、乱数を使用して無作為(ランダム)に算出される「0.9950」から「1.0050」までの数値（小数点以下第4位まで算出）をいう。
- (3) 最低制限価格とは、最低制限基本価格の110分の100に相当する額と無作為(ランダム)係数を乗じて算出した価格（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額をいい、その額を下回る額（消費税及び地方消費税を含む額）で入札した者を失格とするものとする。

ただし、最低制限価格は予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内とし、上記により算出した価格が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の9.2を乗じて算出した価格（1万円未満切捨て）に100分の110を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格の110分の100に相当する額に10分の7.5を乗じて算出した価格（1万円未満切上げ）に100分の110を乗じて得た額とする。

### (最低制限基本価格)

第4条 最低制限基本価格は、次の各号により定める割合に予定価格を乗じて得た額とする。ただし、その割合が10分の7.5の場合にあっては、最低制限基本価格の110分の100に相当する額について1万円未満を切上げとし、それ以外の場合にあっては、最低制限基本価格の110分の100に相当する額について1万円未満を切捨てとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計（1万円未満切捨て）に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。
  - ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - ④一般管理費（契約保証費を含む。）の額に10分の6.8を乗じて得た額

- (2) 建築工事にあつては、前号の①及び③を次に掲げる額とする。なお、建築工事には、電気設備工事、機械設備工事、外構工事を含むものとする。
- ①直接工事費相当額（直接工事費に10分の9を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額
  - ③現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
- (3) 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては、第1号の①及び③を次に掲げる額とする。
- ①直接工事費相当額（直接工事費に10分の8を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額
  - ③現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
- (4) 特別なものについては、前3号の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする。

(最低制限基本価格の決定)

第5条 契約担当者は、入札日までに前条に定める方法により最低制限基本価格を決定し、最低制限価格自動計算システム（以下「システム」という。）に最低制限基本価格を入力するものとする。なお、茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程(平成8年茨城県訓令第23号)第8条に規定する予定価格表（以下「予定価格表」という。）の作成については、従前の例による。

2 なお、システムに入力する予定価格及び最低制限基本価格については、消費税及び地方消費税を控除した額を入力することに注意するものとする。

(無作為（ランダム）係数等の取扱い)

第6条 契約担当者は、入札日までにシステムにより無作為（ランダム）係数を決定し、同時に自動算出される最低制限価格と共に、USB等に保存の上、封書にしておくものとする。

(最低制限基本価格の確認)

第7条 入札執行者は、入札（開札）会場において、当該工事の最低制限価格及び無作為（ランダム）係数を保存したUSB等からデータをパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）に読み込み、パソコンの画面に表示させると共に、予定価格表に記された最低制限基本価格と画面に表示された最低制限基本価格（消費税及び地方消費税を除く額）に100分の110を乗じて得た額が同一であることを確認しなければならない。

(最低制限価格の決定経緯の記録)

第8条 入札執行者は、パソコンの画面に表示された最低制限基本価格、無作為（ランダム）係数及び最低制限価格を印刷し、最低制限価格の決定経緯を明らかにしておかなければならない。

(無作為(ランダム)係数の公表)

第9条 入札執行者は、第6条の規定に基づき決定された無作為(ランダム)係数を、入札参加者のうち希望者には開札後、口頭により公表できるものとする。

(パソコンの障害時の対応)

第10条 入札(開札)会場において、パソコンの故障等により最低制限価格等のデータをパソコンに読み込むことが困難となった場合には、入札を保留し、パソコンの交換等必要な対策を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、避けがたい事故等により回復の見込みがたたない場合には、予定価格表に記入している最低制限基本価格を最低制限価格とするものとする。

付 則

この要領は、平成22年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

付 則

この要領は、平成23年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

付 則

この要領は、平成25年6月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

付 則

1 この要領は、平成26年2月20日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

2 消費税及び地方消費税の税率を5%として当初契約する建設工事については、各条文中の「108分の100」を「105分の100」、「100分の108」を「100分の105」に読み替えるものとする。

付 則

この要領は、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

付 則

この要領は、平成30年7月12日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

付 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。
- 2 消費税及び地方消費税の税率を8%として当初契約する建設工事については、各条文中の「110分の100」を「108分の100」、「100分の110」を「100分の108」に読み替えるものとする。

付 則

この要領は、令和2年1月1日以降に起工決議を行う建設工事から適用する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日以降に起工決議を行う建設工事から適用する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。